平成２２年（フ）第２６２７号
愛知県春日井市柏原町３丁目43番地
債務者　椙村　章冬
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２６４６号
愛知県尾張旭市南原山町赤土189番地７
債務者　大沢　　純
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７１８号
愛知県瀬戸市東権現町53番地の３　レインボーティアラ瀬戸609
債務者　横田　和美（旧姓池澤）
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２７３０号
名古屋市中川区八神町４丁目６番地の１　アンプルールリーブルロイヤル104号
債務者　勝又　裕美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第６７号
京都府亀岡市篠町馬堀池ノ下25番地46
債務者　木村こと　平野　福美
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２２年（フ）第４８号
京都府舞鶴市字溝尻６番地の３梅ヶ谷
債務者　吉田ヒロ子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２２年（フ）第１２３３号
大阪府柏原市法善寺３丁目552番地の11
債務者　安松　　優
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３１６号
堺市中区福田1099番地18
債務者　うまいもんやおかめこと　野島　康平
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３２７号
堺市堺区翁橋町１丁５番５号　ヒロブン翁橋ビル401号、前住所堺市東区日置荘西町３丁４番７号
債務者　辻　　祐介
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３３３号
堺市東区引野町３丁215番地、前住所堺市東区野尻町409番地２
債務者　角井とみ子
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１３７３号
大阪府富田林市高辺台３丁目２番９―504号
債務者　山下　　淳
1　決定年月日時　平成22年10月１日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月26日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２２年（フ）第１０６号
北海道滝川市幸町３丁目２―15
債務者　伊藤　誠司
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１０７号
埼玉県熊谷市新堀新田551―１　レオパレスしんでん中山108号
債務者　伊藤有希子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１０８号
北海道滝川市緑町３丁目６番10号
債務者　熊本　博子
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１１０号
北海道空知郡上砂川町字鶉130番地１
債務者　佐々木昭雄
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第１１１号
北海道樺戸郡新十津川町字大和93番地38
債務者　大谷　彰博
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２２年（フ）第５５９号
岩手県北上市滑田19地割101番地
債務者　伊藤　徳弥
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２２年（フ）第５７８号
盛岡市長橋町３番34号
債務者　高橋　政彦
1　決定年月日時　平成22年10月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年11月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部